

いきいき とうしん

令和元年5月号

上関町・山陽小野田市と「健康づくりの推進に向けた包括的連携協定」を締結しました

健康づくりの推進に向けた 包括的連携に関する協定調印式



写真左：山陽小野田市 藤田市長
写真右：全国健康保険協会山口支部 高橋支部長

平成31年3月28日に山陽小野田市、同年4月1日に上関町と「健康づくりの推進に向けた包括的連携協定」を締結しました。
連携協力事項は以下のとおりです。

◀山陽小野田市及び上関町との連携および協力事項▶

- ・健康情報等の共有に関すること
- ・疾病予防のための医療費や特定健康診査等の調査分析に関すること
- ・特定健康診査及びがん検診の受診促進に関すること
- ・市内の事業所等を通じた健康づくりの推進に関すること

山陽小野田市及び上関町と協会けんぽは、今回の協定締結による取り組みとして今年度に市町が行うがん検診と協会けんぽの特定健診を同時実施する予定です。

この取り組みによって市・町民の利便性向上や受診者数の増加が見込まれます。

健康経営セミナーを開催しました



セミナーの様子

平成31年3月18日に山口県と共催で「山口県健康経営セミナー」を開催しました。

セミナーでは、健康経営認定企業県知事表彰の表彰式が行われ、協会けんぽ加入事業所からは村田株式会社様と株式会社ウエムラエナジー様が表彰されました。

また、株式会社丸久様による健康づくり取り組み事例の発表や、スポーツメーカーのインストラクターによるお手軽なストレッチの実践、関係各団体によるブース出展などの健康づくりに関する情報が満載のセミナーとなりました。


協会けんぽは、今後も各関係団体と連携協力を図りながら、健康づくりに取り組まれる事業所様に向けた支援・情報提供を継続してまいります。

◆県知事表彰おめでとうございます◆

総合部門：村田株式会社 様（防府市）
歯科部門：株式会社ウエムラエナジー 様（岩国市）



県知事表彰を受けられた企業様

 **全国健康保険協会 山口支部**
協会けんぽ
<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

TEL：083-974-0530（代表）
受付時間/平日8：30～17：15
〒754-8522
山口市小郡下郷312番地2 山本ビル第3

健康宣言企業をご紹介します（平成30年度下半期）

※市内は登録事業所名称の五十音順

市町名	企業名	市町名	企業名
下関市	株式会社 長府製作所	山口市	社会福祉法人 相清福祉会特別養護老人ホーム梅光苑
下関市	株式会社 中尾保険サービス	山口市	田中金属 株式会社
下関市	株式会社 リハビリス	山口市	山口県中小企業団体中央会
下関市	山口県済生会 豊浦病院	防府市	株式会社 四季彩
下関市	有限会社 エヌ・アルファ	防府市	株式会社 中央 フード
宇部市	宇部マテリアルズ 株式会社	周南市	株式会社 中特ホールディングス
宇部市	株式会社 ワイドシステム	周南市	株式会社 ニッシンイクス
宇部市	新光産業 株式会社	周南市	株式会社 藤井興業
宇部市	日栄興業 株式会社	周南市	株式会社 ポータルハートサービス
山陽小野田市	西部石油 株式会社 山口製油所	周南市	株式会社 吉本興業
長門市	一般社団法人 管理栄養士地位向上協会	周南市	株式会社 リライフ
萩市	柴田木材 有限会社	周南市	関西化研工業 株式会社
萩市	有限会社 波多野住建	周南市	中国特殊 株式会社
萩市	有限会社 マシヤマ印刷	下松市	新立電機 株式会社
山口市	株式会社 いちやなぎ	柳井市	株式会社 フジマ
山口市	株式会社 技工団	柳井市	晃和興産 株式会社
山口市	株式会社 クリーンアシスト	岩国市	株式会社 カシワバラ・コーポレーション
山口市	株式会社 マルニ	岩国市	共進 株式会社
山口市	株式会社 三宅商事	岩国市	大興工業 株式会社
山口市	株式会社 ワールドガレージドア		

平成30年度下半期に健康宣言をされた企業様の一覧です。
健康宣言事業にご参加いただきありがとうございました。
宣言事業所様におかれましては令和元年度も継続して健康経営に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。



長門市からのお知らせ

長門市
委託事業

水中ウォーキング教室 参加者募集！

協会けんぽ加入者のみなさまもお気軽にご参加ください！

楽しく無理なく筋力アップ！ 運動習慣づくりや腰痛予防にオススメです！

日程

7/3～9/25 の毎週水曜日 9:30～11:30
7/4～9/26 の毎週木曜日 19:00～21:00

※全12回（8/14（水）、8/15（木）は休み）
※2つの時間帯から都合に合わせてお選びください。

場所

太陽フィットネスクラブ長門
長門市東深川 1394 番地 1

- 対象者 長門市在住の40歳以上で、要介護認定を受けておらず医師から水中運動を禁止されていない方。※原則全回参加
- 募集人数 昼の部・夜の部 各30名
- 内容 専門スタッフの指導により、水中でのウォーキングやストレッチで健康増進を図ります。
- 申込方法 下記に直接ご連絡ください。

参加料
350円
(1回につき)

申込期間
6/3(月)～
6/27(木)



申し込み・問い合わせ

- 長門市役所地域包括支援センター ☎ 0837-23-1244
- 太陽フィットネスクラブ長門 ☎ 0837-22-1600

共催：長門市高齢福祉課・長門市総合窓口課



健康ポイント事業

検診車による生活習慣病予防健診会場について

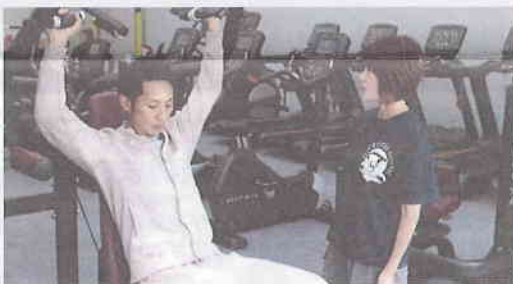
下記の日程及び会場にて、検診車による集団健診を実施いたします。ぜひご利用ください。
このほかの会場につきましても、協会けんぽホームページに順次掲載いたしますのでご確認ください。

実施日	地区	健診の種類	実施場所施設名	健診機関・連絡先
6/12(水)	萩	一般	山口県漁業協同組合 小畑支店	福岡健康管理センター 092-611-6721
6/14(金)	防府	一般+子宮	防府市地域協働支援センター	
7/1(月)・2(火)	宇部	一般	宇部市楠総合センター	広島生活習慣病・がん健診センター大野 0829-56-5505
7/5(金)	下関	一般+子宮	海峡メッセ下関	福岡健康管理センター 092-611-6721
7/5(金)	山陽小野田	一般	山口県立おのだサッカー交流公園	広島生活習慣・ がん健診センター大野 0829-56-5505
7/6(土)			不二輸送機ホール	
7/24(水)・25(木)	下松		下松市地域交流センター	
7/26(金)・27(土)	光		あいぱーく光	
7/29(月)・30(火)	岩国		岩国市ハーモニーみわ	
7/31(水)・8/1(木)			周東勤労青少年ホーム	
8/5(月)・8/6(火)	柳井		FUJIBO柳井化学武道館	
8/7(水)・8(木)	美祢		美祢市民会館	
8/22(木)・23(金)	萩		萩市民館	
8/26(月)・27(火)	大竹		大竹会館 アゼリアホール	

加入者 特典

運動習慣のスタートを応援します！

このたび、加入者の皆様の健康づくり・新しい「カラダづくり」を応援するため、運動施設との提携をはじめました。多くの皆様のご利用をお待ちしております。



【対象となる方】

全国健康保険協会山口支部の加入者

【特典内容】

入会金半額

(入会時に健康保険証をご提示ください。)

【提携施設】

トランスフォーム太陽

所在地：萩市土原字川島437

TEL：0838-21-5353

施設概要

トレーニングジム

スタジオ

太陽フィットネスクラブ萩

所在地：萩市山田東沖田4286

TEL：0838-25-5656

施設概要

プール

太陽フィットネスクラブ長門

所在地：長門市東深川1394-1

TEL：0837-22-1600

施設概要

トレーニングジム

スタジオ

プール

傷病手当金・出産手当金の支給額について

傷病手当金・出産手当金は、休業1日につき以下のとおりの計算で支給されます。

$$\text{「1日あたりの金額」} = \left[\text{支給開始日※以前の継続した12ヶ月間の各月の標準報酬月額を平均した額} \right] \div 30日 \times 2/3$$

※支給開始日とは、一番最初に給付が支給された日のことです

◎ 支給開始日以前の期間が12ヶ月に満たない場合

支給開始以前の加入期間が12ヶ月に満たない方の支給額は、次のいずれか低い額を使用して計算します。

ア 支給開始日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額の平均額

イ 標準報酬月額の平均額

28万円※：支給開始日が平成31年3月31日までの方

30万円※：支給開始日が平成31年4月1日以降の方

※当該年度の前年度9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額

！ 平均額が
変わりました

◎ 支給開始日以前に12ヶ月の標準報酬月額がある場合



支給開始日以前12ヶ月（H29.7～H30.6）の各月の標準報酬月額を合算して平均額を算出します。

$(26万円 \times 2ヶ月 + 30万円 \times 10ヶ月) \div 12ヶ月 \div 30日 \times 1 \times 2/3 \times 2 = 6,520円$ （支給日額）

※1「30日」で割ったところで1の位を四捨五入します ※2「2/3」で計算した金額に小数点があれば、小数点第1位を四捨五入します

限度額適用認定証をご利用ください！

70歳未満の方は、限度額適用認定証を保険証と併せて医療機関等の窓口で提示すると、1か月（1日から月末まで）の窓口でのお支払いが自己負担限度額までで済みます。※1

※1 保険医療機関（入院・外来別）・保険薬局等それぞれでの取扱いです。そのため、同じ月に複数受診がある場合や、世帯合算・多数該当等に該当する場合は、高額療養費として払い戻しの対象になることがあります。詳しくは協会けんぽへご相談ください。

70歳以上の方は、「高齢受給者証」を保険証と一緒に提示するのみとなっておりますが、法改正により平成30年8月診療分から「現役並み所得ⅠまたはⅡ」に該当する方は、**限度額適用認定証の提示が必要となりました**。まだお持ちでない方は、申請をお願いいたします。※2

※2 住民税非課税の方につきましては、これまでと同様に限度額適用認定証の提示が必要ですので、お持ちでない方は申請をお願いいたします。

申請書等のご提出は郵送でお願いします。

